三百六十三　相模総合補給廠

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県相模原市中央区	神奈川県藤沢市	長後（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県大和市	上草柳（次の図面に示す部分に限る。）、上草柳一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び上和田（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目から七丁目まで（次の本図面に示す部分に限る。）、代官一丁目から四丁目まで、草柳一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深見（次の図面に示す部分に限る。）、福田（次の図面に示す部分に限る。）、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、下草柳（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、渋谷（次の図面に示す部分に限る。）、大和東一丁目から八丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、南一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾中一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾北一丁目から三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深谷一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深谷中一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深谷上一丁目から八丁目まで
	神奈川県海老名市	東柏ケ谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目及び六丁目
	神奈川県綾瀬市	大上一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蓼川一丁目から三丁目まで、蓼川、一丁目から三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、小園（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾（次の図面に示す部分に限る。）、釜利谷（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾台一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寺尾南一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、寺尾中一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、早川（次の図面に示す部分に限る。）、一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、深谷（次の図面に示す部分に限る。）、本蓼川、早川城山一丁目から三丁目まで、深谷中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深谷南三丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十四　吾妻倉庫地区

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
神奈川県相模原市中央区	東京都町田市	小山（次の図面に示す部分に限る。）、上小山田町（次の図面に示す部分に限る。）、小山田桜台二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小山ヶ丘一丁目
	神奈川県相模原市中央区	相生一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上矢部二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上矢部一丁目から八丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、矢部新町（次の図面に示す部分に限る。）、矢部一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮下一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮下本町（次の図面に示す部分に限る。）、淵野辺一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、淵野辺本町（次の図面に示す部分に限る。）、氷川町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新磯野一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清新一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、向陽台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鹿沼台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上矢部一丁目から八丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、矢部新町（次の図面に示す部分に限る。）、矢部一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮下一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮下本町（次の図面に示す部分に限る。）、淵野辺一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、淵野辺本町（次の図面に示す部分に限る。）、氷川町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新磯野一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清新一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、向陽台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鹿沼台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	箱崎町ほか
	神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、泊町（次の図面に示す部分に限る。）まで、長浦町、四丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西逸見町一丁目、夏島町（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県横須賀市	田浦港町、長浦町一丁目及び箱崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。